

(名 称)

第1条 この会は七心会と称する。(当会は第七自治会の下部組織ではない)

(目 的)

第2条 この会は自治会内有志の結束をもって、祭り(H16、自治会より移管)及び七心会親睦行事を団結と和合をもって成就させることを目標とする。

(入会資格)

第3条 矢代田第七自治会に在住し、当会の目的に賛同する者。

1. 正会員 【20歳～65歳】
2. 準会員 【当地縁者で目的に賛同する者】
3. OB会員 【66歳以上で協力意欲のある者】

(七心会主催行事)

第4条 皆楽広場(ふれあい広場)・祭り・その他親睦会

4月	皆楽広場・祭りの企画会議
7月	皆楽広場・祭りの打ち合わせ
8月	皆楽広場イベント・祭り樽神輿の実施
9月	反省会(収支報告)
11月	総会(年行事の反省)=(忘年会)

(組 織)

第5条 本会は以下の役員をおく。(無報酬)

- | | |
|------|--------------------|
| 会長 | 1名(総会にて選出) |
| 副会長 | 1名(会長の推薦を受け総会にて選出) |
| 企画幹事 | 1名(総会にて選出) |
| 行事幹事 | 1名(総会にて選出) |
| 広報幹事 | 1名(総会にて選出) |
| 会計 | 1名(総会にて選出) |

(役員任期)

第6条 役員任期は2年間とする。(再任は妨げない)

(役員任務)

第7条 各役員は以下の任に当たる。

- | | |
|-------|--|
| 会長 | 七心会を代表し、会の結束と主催行事を総括する。 |
| 副会長 | 会長の補佐とともに、会員・家族の弔辞及び会員の見舞の事務局とする。 |
| 幹事 | |
| 1企画幹事 | 会の運営・活動を企画し、総会で会員の合意に基づき実施・実行する。 |
| 2行事幹事 | 活動の実行にあたり、各会員の役割を明確にし全員参加の行事を推進する。 |
| 3広報幹事 | 七心会主催行事に当たり、自治会内外にPRを必要とする場合広報活動を立案実行する。 |
| 会計 | 七心会主催行事の会計を任とし、総会で収支報告する。 |

(会 費)

第8条 本会は会費の徴収は行わない。
会合にかかる費用は、出席者総員の均等割りとする。

(皆楽広場の収益)

第9条 収益金の収支と管理

- 1 この収益は、七心会唯一の収益金とする。
※. 祭り及び皆楽広場に集まる祝儀は、収益の一部とする。
- 2 この収益は、七心会主催行事の資金とする。
- 3 例外として、七心会規約の弔金・見舞金の資金とする。
- 4 この収益金は、在任中の会計が管理する。

(弔意・見舞金)

第10条 会員の弔意・見舞金

- 1 会員の弔意 10,000.-